

## 非常時の臨時授業運営措置

非常時における授業運営措置を以下のように定める。

1、非常時とは、以下のことをいう。

- 1) 愛知県の尾張西部・尾張東部・知多地域・西三河北西部・西三河南部のうちいずれかの地域に「特別警報」又は「暴風警報」が発令された場合
- 2) 上記の地域に「東海・東南海地震注意情報」又は「東海・東南海地震予知情報」が発令された場合
- 3) 名鉄電車名古屋本線（東岡崎駅～名鉄一宮駅間）又は名古屋市営地下鉄・バスが、ストライキや自然災害などにより運休した場合
- 4) その他、特別な事由により学長が非常時を宣言した場合

2、非常時の授業運営は、以下のとおりとする。

- 1) 午前6時までに解除された場合は、平常通り授業を行う。
- 2) 午前6時現在、発令されている場合は午前中の授業は休講とし、午前10時までに解除された場合は、午後（3時限）から授業を行う。
- 3) 午前10時現在、発令されている場合は全日休講とする。
- 4) 授業開始以降に警報等が発令された場合は授業は中止し、その後は休講とする。

◇愛知県予報区の地図

